

# 防府市こども食堂ネットワーク支援事業補助金交付要綱

令和2年7月8日制定

(目的)

第1条 この要綱は、子どもたちへ食事や居場所を提供することを通して児童の福祉の向上を図るため、防府市こども食堂ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）に対し、こども食堂の開設及び運営に係る経費を補助し、市内のこども食堂のネットワークの強化と、個々のこども食堂の安定した運営を図る。

(補助対象事業)

第2条 協議会が行う次の各号に掲げる事業とする。

- (1) こども食堂に関する普及啓発事業
- (2) こども食堂の運営団体や支援者等に対する研修事業
- (3) こどもを含む地域住民の居場所づくり事業
- (4) その他市内のこども食堂のネットワーク強化に必要な事業

(補助対象経費)

第3条 補助対象となる経費は、前条の補助対象事業の実施に要する経費のうち、「別表1」に定めるものとし、事業を実施する年度の3月31日までに支払いが終了する経費とする。

(補助金の額)

第4条 前条の補助金の額は、1,000千円を上限とする。

2 補助金として算出した額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 協議会は防府市こども食堂ネットワーク支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業収支計画書

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、審査のうえ交付の可否を決定し、防府市こども食堂ネットワーク支援事業補助金交付決定通知書(第2号様式)により協議会に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第7条 前条の規定により、補助金の額の通知を受けた協議会は、防府市こども食堂ネットワーク支援事業補助金交付請求書(第3号様式)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の請求があったときは、これを審査し、速やかに補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第8条 協議会は事業を実施する年度の3月31日までに、防府市こども食堂ネットワーク支援事業補助金実績報告書(第4号様式)に、次の各号に掲げる事項を添えて市長に報告するものとする。

(1) 事業成果報告書

(2) 事業収支報告書

(3) 領収証又はこれに代わるものの写し

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は前条の規定による実績報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査を行い、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、防府市こども食堂ネットワーク支援事業補助金確定通知書(第5号様式)により通知するものとする。

(補助金交付決定の取消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助対象以外の目的又は対象外経費に使用したとき。
- (3) 申請内容及び報告内容に虚偽があることが判明したとき。
- (4) この要綱の規定に違反したとき。
- (5) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めたと  
き。

2 前項の規定は、補助対象事業について交付すべき補助金の額が  
確定した後においても適用することができる。

(精算)

第11条 市長は、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、協議  
会に対し、防府市こども食堂ネットワーク支援事業補助金返還命令  
書(第6号様式)により、速やかに返還を命ずるものとする。

- (1) 第7条の規定により交付した補助金が、第8条による実績報  
告書に基づき算定した額を超え、差額が生じるとき。
- (2) 前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消  
したとき

(関係書類の整備)

第12条 協議会は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした  
帳簿その他関係書類を整備し、事業完了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定め  
る。

附 則

この要綱は、令和2年7月8日から施行し、令和2年4月23日か  
ら適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

費目	内 訳
報償費	講習会等の講師への謝礼等
旅費	講習会等の講師の旅費等
需用費	○消耗品費：事業を運営するために必要な消耗品等 ○印刷製本費：チラシ、ポスターの印刷代、コピー代等
役務費	○通信運搬費：郵便料等 ○広告料：事業周知のための広告料等
委託料	チラシの図案作成等
備品購入費	協議会で使用する備品等
その他	市長が必要と認める経費

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

所在地

法人名

代表者名

防府市子ども食堂ネットワーク支援事業補助金交付申請書

防府市子ども食堂ネットワーク支援事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記により補助金を交付されるよう申請します。

記

交付申請額 金 円

（添付書類）

- (1) 事業計画書
- (2) 事業収支計画書
- (3) その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第6条関係）

指 令 防 子 第        号  
年（        年）        月        日

様

防府市長

防府市こども食堂ネットワーク支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました標記の補助金について、下記のとおり決定しましたので防府市こども食堂ネットワーク支援事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき通知します。

記

交付決定額        金        円

第3号様式（第7条関係）

請 求 書

金 \_\_\_\_\_ 円

内訳 防府市こども食堂ネットワーク支援事業補助金交付請求書として

上記のとおり請求します。

年 月 日

(宛先) 防府市長

所在地  
法人名  
代表者名

振込先

金融機関名	銀 行	本店・支店
	信用金庫	本店・支店
	農業協同組合	本店・支所
口座番号	普通 ・ 当座 NO.	
フリガナ 口座名義		

年 月 日

（宛先）防府市長

所在地

法人名

代表者名

防府市子ども食堂ネットワーク支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け指令防子第 号で交付決定を受けた防府市子ども食堂ネットワーク支援事業補助金について、防府市子ども食堂ネットワーク支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

交付精算額 金 円

（添付書類）

- (1) 事業成果報告書
- (2) 事業収支報告書
- (3) 領収書又はこれに代わるものの写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

第5号様式（第9条関係）

防 子 第 号  
年（ 年） 月 日

様

防府市長

防府市こども食堂ネットワーク支援事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました標記の補助金について、下記  
のとおり補助金の額を確定しましたので防府市こども食堂ネットワーク支援事  
業補助金交付要綱第9条の規定に基づき通知します。

記

交付確定額 金 円

第6号様式（第11条関係）

防 子 第 号  
年（ 年） 月 日

様

防府市長

防府市こども食堂ネットワーク支援事業補助金返還命令書

年 月 日付けで実績報告のありました標記の補助金について、下記  
のとおり補助金の返還金額を決定しましたので、防府市こども食堂ネットワー  
ク支援事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき通知します。

記

返還決定額 金 円